（処理）

第百二十五条　法務大臣は、救済の申出を受けたときは、これを誠実に処理するものとする。

2　法務大臣は、救済の申出の内容が、その申出をした者に対する第百二十一条第一項第五号から第七号までに掲げる少年院の職員による行為に係るものである場合にあってはできる限り六十日以内に、それら以外のものである場合にあってはできる限り九十日以内にその処理を終えるよう努めるものとする。

（法務大臣の措置）

第百二十六条　法務大臣は、救済の申出の内容がその申出をした者に対する次に掲げる少年院の長の措置に係るものであって、その措置が違法又は不当であることを確認した場合において、必要があると認めるときは、その措置の全部又は一部を取り消し、又は変更するものとする。

一　第五十五条第一項の規定による診療を受けることを許さない処分又は同条第四項の規定による診療の中止

二　第七十一条の規定による領置されている現金の使用又は第七十二条の規定による領置されている金品の交付を許さない処分

三　第七十九条第三項の規定による費用を負担させる処分

四　第八十一条に規定する宗教上の行為の禁止又は制限

五　第百条、第百一条、第百二条第一項又は第百五条の規定による信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限

六　第百四条第五項前段の規定による発受禁止信書等の引渡しをしない処分

七　第百九条第一項又は第二項の規定による費用を負担させる処分

八　第百十三条第一項の規定による懲戒

九　第百十六条の規定による物を国庫に帰属させる処分

十　第百十七条第四項の規定による措置

2　法務大臣は、救済の申出の内容がその申出をした者に対する第百二十一条第一項第五号から第七号までに掲げる少年院の職員による行為に係るものであって、同項第五号に掲げる行為にあってはその行為が違法であることを、同項第六号又は第七号に掲げる行為にあってはその行為が違法又は不当であることを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置を執るものとする。

（通知）

第百二十七条　法務大臣は、第百二十五条の規定による処理を終えたときは、速やかに、処理の結果（前条第一項の規定による法務大臣の措置を含む。）を救済の申出をした者に通知しなければならない。ただし、在院者による救済の申出（第百二十一条第一項各号に掲げる少年院の長の措置又は少年院の職員による行為に係る救済の申出を除く。）について、その在院者が出院したときは、この限りでない。

（法務省令への委任）

第百二十八条　この節に定めるもののほか、救済の申出に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第二節　苦情の申出

（監査官に対する苦情の申出）

第百二十九条　在院者は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、第六条の規定により実地監査を行う監査官（以下この条及び第百三十一条第一項において単に「監査官」という。）に対し、苦情の申出をすることができる。

2　第百二十二条の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

3　監査官は、口頭による苦情の申出を受けるに当たっては、少年院の職員を立ち会わせてはならない。

4　監査官は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならない。ただし、その者が出院したときは、この限りでない。

（少年院の長に対する苦情の申出）

第百三十条　在院者は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、少年院の長に対し、苦情の申出をすることができる。

2　第百二十二条の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

3　在院者が口頭で第一項の苦情の申出をしようとするときは、少年院の長は、その指名する職員にその内容を聴取させることができる。

4　前条第四項の規定は、少年院の長が苦情の申出を受けた場合について準用する。

第三節　雑則

（秘密申出）

第百三十一条　少年院の長は、在院者が、救済の申出をし、又は監査官に対し苦情の申出をするに当たり、その内容を少年院の職員（当該救済の申出に関する相談に応じた相談員を除く。）に秘密にすることができるように、必要な措置を講じなければならない。

2　第九十九条の規定にかかわらず、救済の申出又は苦情の申出の書面は、検査をしてはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第百三十二条　少年院の職員は、在院者が救済の申出又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

第十六章　仮収容

第百三十三条　少年院の長は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、その少年院以外の少年院又は少年鑑別所に在院者を仮に収容することができる。

一　第三十九条の規定により少年院の外で矯正教育を行う場合

二　第四十四条第二項の規定により少年院の外で同条第一項の支援を行う場合

三　第百十条第一項の規定による出席又は訪問をする場合

2　在院者を同行する場合（第八十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第九十条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により連れ戻す場合を含む。）において、やむを得ない事由があるときは、最寄りの少年院若しくは少年鑑別所又は刑事施設の特に区別した場所にその者を仮に収容することができる。

3　前二項、少年法第十七条の四第一項若しくは第二十七条の二第五項又は少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第百二十三条の規定により少年院に仮に収容されている者の処遇については、その性質に反しない限り、在院者に関する規定を準用する。

第十七章　移送

第百三十四条　少年院の長は、矯正教育の効果的な実施その他の理由により必要があると認めるときは、その少年院の所在地を管轄する矯正管区の長の認可を得て、在院者をその少年院以外の少年院に移送することができる。

2　前項の場合において、移送する少年院の長は、指定矯正教育課程とは異なる矯正教育課程を当該少年院以外の少年院の長が第三十三条第一項の規定により新たに指定する必要があることを理由として、当該在院者を移送するときは、あらかじめ、少年鑑別所の長の意見を聴かなければならない。ただし、専ら医療上の理由により在院者を移送する場合は、この限りでない。

第十八章　仮退院、退院及び収容継続

（仮退院の申出）

第百三十五条　少年院の長は、保護処分在院者について、第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。